

# 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 4 月 1 日

J トラスト株式会社

Nexus Bank 株式会社

2022年4月1日

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号  
Jトラスト株式会社  
代表取締役 藤澤 信義

東京都港区赤坂一丁目7番1号  
Nexus Bank 株式会社  
代表取締役 熱田 龍一

Jトラスト株式会社（以下、「JT」といいます。）及びNexus Bank 株式会社（以下、「NB」といいます。）は、2022年1月12日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2022年4月1日を効力発生日として、JTを株式交換完全親会社、NBを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年4月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったNBの株主はございませんでした。

- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

NBは、会社法第785条第3項及び第4項、並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年2月22日付で、

NB の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である JT の商号及び住所、並びに株式の買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座を電子公告により公告いたしました。が、株式買取請求を行った NB の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当するため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

JT は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2022 年 2 月 1 日付で、JT の株主に対し、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社である NB の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、会社法 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った JT の株主はございませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 54,339,300 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 株主総会の承認

JT は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

NB は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 3 月 15 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

また、2022 年 2 月 24 日付の会社法第 325 条で準用する同法第 319 条第 1 項の規定に基づく A 種優先株主全員の同意により、A 種優先株式に係る種類株主総会において本株式交換契約の承認を得ております。

なお、普通株主による種類株主総会は本株式交換が、株式の価値を毀損せず、普通株主に損害を及ぼすおそれがないと判断したため、開催を省略しております。

(2) 株式交換対価の交付

JT は、本株式交換に際して、本株式交換により JT が NB の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における NB の普通株主（但し、JT を除きます。）に対し、NB の普通株式に代わり、その保有する NB の普通株式 1 株につき 0.2 株の割合をもって JT の普通株式を割当交付いたしました。なお、JT が割当交付した JT の普通株式の合計は、10,867,860 株です。また、NB の A 種優先株式については、JT 以外の株主がおりませんでしたので、当該 A 種優先株式に代わっての JT の普通株式の割当交付は行われませんでした。

(3) NB の上場廃止

NB の普通株式は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ グロース市場において、2022 年 3 月 30 日付で上場廃止となりました。

(4) 本株式交換により増加する JT の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| ①資本金の増加額   | 金 0 円                      |
| ②資本準備金の増加額 | 会社計算規則第 39 条に従い、JT が別途定める額 |
| ③利益準備金の増加額 | 金 0 円                      |

(5) NB は、2022 年 3 月 15 日付の取締役会の決議により、2022 年 3 月 31 日付で、NB

の発行する以下の新株予約権を取得し、同日付でこれら全てを消却いたしました。

新株予約権の名称	取得個数	消却個数
第 12 回新株予約権	3,170 個	3,170 個
第 14 回新株予約権	7,556 個	7,556 個
第 15 回新株予約権	307,000 個	307,000 個
第 16 回新株予約権	16,381 個	16,381 個
第 17 回新株予約権	500 個	720 個

- (6) NB は、2022 年 3 月 15 日付の取締役会の決議により、本株式交換により JT が NB の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において、以下のとおり NB が保有する自己株式を消却いたしました。

消却を行った普通株式の数	0 株
消却を行った A 種優先株式の数	237,086 株

以上